

議案第六十六号

港区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区事務手数料条例の一部を改正する条例

第一条 港区事務手数料条例（昭和三十三年港区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十七号を削り、第十八号を第十七号とする。

第三条第一項第二号ただし書中「又は」を「による場合にあつては一件につき二百五十円、」に、「場合は、」を「場合にあつては」に、「二百五十円」を「二百円」に改め、同項第四号を削り、同条第二項第二号中「、印鑑登録証及び自動交付機カード」を「及び印鑑登録証」に改める。

第六条の三中「及び第四号」及び「及び自動交付機カード」を削る。

改める。

第二条 港区事務手数料条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号ただし書中「、証明書自動交付機（証明書の自動交付を行う端末機をいう。以下同じ。）による場合にあつては一件につき二百五十円」を削り、「にあつては一件につき二百円」を「は、一件につき二百円」に改める。

別表三の二の項中

1	2 以外の場合	一通につき 四百五十円
2	証明書自動交付機又は多機能 端末機による場合	一通につき 四百円

を

1	2 及び 3 以外の場合	一通につき 四百五十円
2	証明書自動交付機による場合	一通につき 四百円
3	多機能端末機による場合	一通につき 三百五十円

に

別表三の二の項中

1	2 及び 3 以外の場合	一通につき 四百五十円
2	証明書自動交付機による場合	一通につき 四百円
3	多機能端末機による場合	一通につき 三百五十円

を

1	2 以外の場合	一通につき 四百五十円
2	多機能端末機による場合	一通につき 三百五十円

に

改める。

付 則

この条例中第一条の規定は平成二十九年一月一日から、第二条の規定は区規則で定める日から施行する。

(説明)

自動交付機カードの交付の終了及び証明書自動交付機による証明書の交付の終了に伴い、自動交付機カード及び証明書自動交付機に係る規定を削除するとともに、多機能端末機による各種証明書の交付手数料を引き下げるため、本案を提出いたします。